

# 上富良野町高齢者保健福祉計画(第6期介護保険事業計画)

## 概要版

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、町の高齢者福祉施策に関する総合的な計画となります。

#### (2) 計画の期間等

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、第6期計画においては、いわゆる団塊の世代が75歳に達する平成37年度を見据えた計画となるよう策定します。



～支えあい安心して暮らせる地域社会へ～

#### (3) 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、地理的条件、人口、社会的条件などを勘案して定める区域です。本町では町域全体を1つの日常生活圏域とし、地域に密着したサービスの充実を図ります。

### 2 高齢者の現状

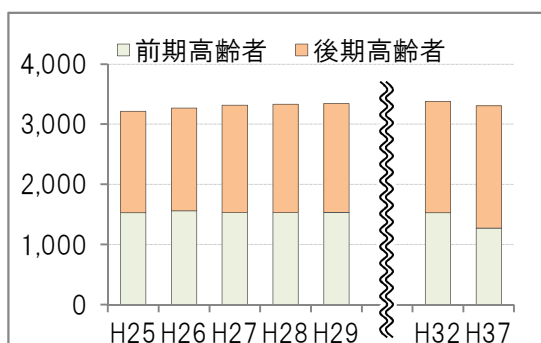
本町における高齢者人口は、第6期計画期間の3年間で76人(2.3%)増加し3,343人(高齢化率30.7%)になる見込みです。ピークを迎える平成32年ごろまで増加を続け、以降は減少に転じる見込みですが、総人口が大幅に減少する見込みであることから、高齢化率は引き続き上昇することが予想されます。

(単位:人)

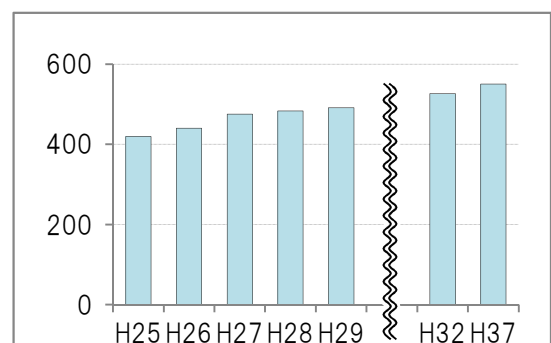
	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成32	平成37
総人口	11,333	11,267	11,123	11,005	10,888	10,535	9,919
高齢者人口 (高齢化率)	3,218 (28.4%)	3,267 (29.0%)	3,317 (29.8%)	3,330 (30.3%)	3,343 (30.7%)	3,382 (32.1%)	3,304 (33.3%)
65～74歳	1,530	1,561	1,533	1,532	1,531	1,529	1,273
75歳以上	1,688	1,706	1,784	1,798	1,812	1,853	2,031
要介護認定者 (認定率)	419 (12.6%)	440 (13.1%)	475 (13.9%)	483 (14.1%)	491 (14.3%)	526 (15.2%)	560 (16.6%)

H25は年度末、H26は11月末、H27以降は各年度末推計

【高齢者人口の推移】



【要介護認定者数の推移】



### 3 計画の基本的な考え方

#### (1) 基本理念

『住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現』

- ・自らの経験と知恵を活かし、共に支えあい、高齢者が社会的活動に参加しながら、心豊かに、生きがいのある健康で安らかな生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。
- ・高齢者が適切な情報のもとに、自らが選択したサービスを利用しながら、尊厳を保持し、その能力に応じて自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

#### (2) 基本目標

基本理念を具体化していくため、5つの基本目標（①ともに支えあう地域・人づくり、②高齢者が活躍できる地域社会の構築、③安心して利用できる介護サービスの確立、④高齢者の尊厳の保持と自立支援、⑤高齢者にやさしいまちづくり）のもとに高齢者保健福祉及び介護保険にかかる施策・事業の総合的な推進を図ります。

### 4 高齢者保健福祉の推進

#### ■健康で生きがいのある暮らしの推進■

- ① **介護予防と健康づくりの総合的な推進**……「健康づくり推進のまち宣言」の主旨を踏まえ、町民一人ひとりが健康意識を高め、生活習慣としての健康づくりの定着を図るとともに、生活習慣の改善による認知症対策を総合的に推進します。また、介護予防訪問介護・通所介護の新しい地域支援事業への移行を円滑に進めます。
- ② **生きがいづくりと社会参加の支援**……高齢者が趣味の活動や生涯学習、スポーツなど様々な活動を通じて、いきいきと生活できる環境づくりを進めます。

#### ■地域におけるケア体制の充実■

- ① **地域における支え合い活動の推進**……高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域や社会福祉協議会等との連携により、活発な福祉活動を推進します。
- ② **在宅生活を支える福祉・介護サービスの提供**……介護を要する状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、個々の状態に応じた福祉サービスや情報の提供、相談体制の充実を図ります。
- ③ **安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進**……高齢者の生活基盤である住まいの確保やバリアフリー化を進めるとともに、火山災害や消費者被害から高齢者を守る体制を整えます。
- ④ **医療と介護の連携の推進**……今後増加が見込まれる医療対応を要する高齢者が、安心して暮らせるよう、医療機関等と連携して在宅医療・介護連携に必要な体制を整えます。
- ⑤ **地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実**……高齢化の進行とともに増加する業務量に加え、平成27年度以降は包括的支援事業等、地域包括支援センターに求められる役割が大きく増加することから、今後も安定的・効果的な事業運営が行えるよう、体制整備を進めます。
- ⑥ **地域支援事業の見直し(新しい総合事業への移行)**……法改正により予防給付の一部を地域支援事業に移行し、「新しい総合事業」として平成29年4月から実施します。また、認知症施策の推進など包括的支援事業を拡充し、平成30年4月から実施するようそれぞれ取り組みます。

## ■介護保険サービスの適正な運営■

- ① **介護サービスの利用支援**……必要とするときに必要とする介護サービスが受けられるよう、的確かつ解りやすい情報の提供に努めます。
- ② **介護保険制度の適正・円滑な運営**……今後予想される介護保険サービス必要量の増加に対応できるよう、制度の信頼性を高めるとともに介護保険事業(財政)のより一層の安定化を図ります。

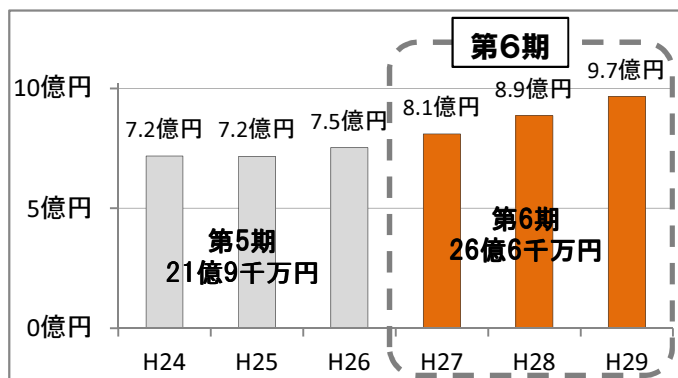
## ■権利擁護の推進■

- ① **高齢者の人権尊重と虐待の防止**……高齢者が認知症や身体機能障害などによる差別や偏見、虐待などの人権侵害を受けず、誇りを持って安心して暮らせるよう、啓発や見守り体制、対応の強化を図ります。
- ② **権利擁護の推進**……地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、高齢者の生活や権利、財産を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度を適切に利用できる体制を整えます。

## 5 介護サービス量等の見込み

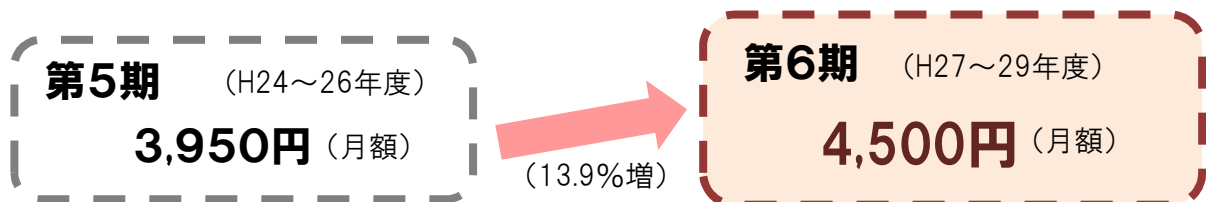
### (1) 介護給付等の見込み額

計画期間である平成29年度までの高齢者人口と要介護認定者数が年々増加する見込みであることから、標準給付費(介護給付費等)の増加が見込まれます。また、65歳以上(第1号被保険者)の法定負担割合が見直された(21%⇒22%)ことなどにより、介護保険料の積算基礎となる額が大幅に増加する見込みです。



### (2) 介護保険料基準額の算出

標準給付見込額等に基づき計算した現時点における介護保険料(基準額)は次のとおりです。



## 介護保険料の算定方法

標準給付費＋  
地域支援事業費

×

1号被保険者  
負担率

÷

予定  
収納率

÷

1号  
被保険者数

	標準給付費	26億6,450万円	介護サービス費など
①	地域支援事業費	9,693万円	介護予防事業や地域包括支援事業など
	合計	27億6,143万円	
②	1号被保険者負担率	22%	(第5期)21%から(第6期)22%に上昇しています
③	調整交付金影響額	▲7,247万円	全国平均で交付率が5%となるよう、所得構成や後期高齢者割合により国が交付割合を決定します(※1)
	基金取崩影響額	▲3,038万円	介護保険事業基金から取り崩します
④	収納必要額(①×②+③)	5億466万円	
⑤	予定収納率	99.60%	過去の収納実績から推計しています
⑥	第1号被保険者数	9,383人	所得段階により異なる負担率(0.5~1.8)に応じた相当人数です
⑦	介護保険料基準額		
	年額(④÷⑤÷⑥)	54,000円	介護保険料の基準額として所得区分第5段階(課税世帯(本人非課税)で収入等が80万円を超える方)に適用されます
	月額	4,500円	

#### < 所得段階別保険料の算定 >

第6期計画では、現行の第1・2段階の統合など国の基準を参考に区分の見直しを行います。また、低所得者への更なる負担軽減対策として、第1段階については公費による負担割合の引き下げを行います。

対象者		所得段階	負担割合	保険料年額
生活保護世帯の方				
非課税世帯の方	老齢福祉年金受給の方	第1段階	0.45 <軽減前> 0.50	24,300円
	所得等(※)が80万円以下の方			
	所得等が80万円を超え120万円以下の方	第2段階	0.65	35,100円
	所得等が120万円を超える方	第3段階	0.75	40,500円
課税世帯の方	本人が非課税で所得等が80万円以下の方	第4段階	0.85	45,900円
	本人が非課税で所得等が80万円を超える方	第5段階 【基準額】	1.00	54,000円
本人が住民税課税者の方	本人が課税で合計所得が120万円未満の方	第6段階	1.20	64,800円
	合計所得が120万円以上190万円未満の方	第7段階	1.40	75,600円
	合計所得が190万円以上290万円未満の方	第8段階	1.60	86,400円
	合計所得が290万円以上500万円未満の方	第9段階	1.70	91,800円
	合計所得が500万円以上の方	第10段階	1.80	97,200円

※ 「所得等」とは、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額です。第5段階以下の所得判定に用います。